

主 張

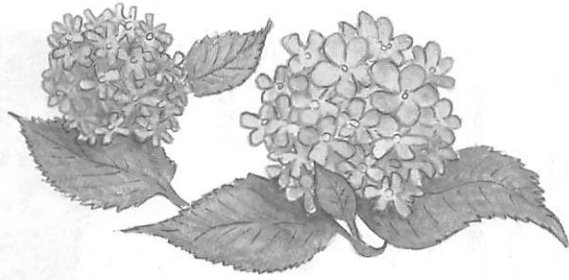
健全育成

榎 本 智 司

この機関誌を読んでいただいている方々には釈迦に説法になりますが、私自身の確認のため「健全育成」は、どのように定義されているかを確認してみようと思いました。広く社会や学校に浸透しているからでしょうか、明確な定義を見付けることができませんでした。そこで、名称は様々ですが、全国の都道府県、指定都市の子供や青少年に関わる「健全育成条例」等の中から一〇を選んで調べてみました。

確認した条例を見て意外だったのは、「自治体の責務」「自治体民の責務」「保護者の責務」という条項はありますが、「学校の責務・役割」と明記しているのは二つの自治体だけだったことです。学校の責務や関わりについて触れていない自治体もありました。

各自治体の「健全育成条例」から「健全育成」とは、「自治体、保護者、自治体の住民、事業者、学校等が、それぞれの責務を自覚し、子供を取り巻く環境を整備し、子供の成長を阻害する行為から保護することを通して、心身ともに健やかな子供を育成すること」と定義することができると思います。一方、昨年十二月の中央教育審議会の答申には、「家庭生活や社会環境の変化によって家庭の教育機能の低下も指摘される中、家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携を強化するとともに、地域と連携・協働して地域と一体と



なつて子供たちを育む、地域とともにある学校への転換を図ることが必要」と記されています。これらの条例や答申を待つまでもなく、子供たちの健全育成のためには、関係者の密接な連携・協働が大切であることは周知のことですが、現実には、家庭や地域の教育力の低下は明らかです。また、様々な理由により子育てに関わりたくても、また学校に顔を出したくても時間的にも精神的にも余裕がないという家庭も少なからず存在しています。

このような状況を踏まえると、健全育成の充実のためには、行政と連携しながら学校がイニシアチブをとって対応せざるを得ません。行政の支援としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが学校に配置され、連携して、生徒たちの健全育成に貢献したり、関係諸機関との連携が深められたりしているのもその表れです。

現在、人生八〇年九〇年の時代と言われるようになりました。その長い人生の中で子供たちが学校で過ごす期間はごく僅かです。しかしながら、子供たちがいかに過ごすか、また、私たちがいかに満足感や充実感を感じながら、子供たちに与え充実した日々を過ごすか、その子供の一生を左右しかねないとても重要な時期であることは間違いないです。社会が悪い、保護者が悪いということは簡単です。しかし、それでは厳しい状況にある子供たちは救われません。

現在の状況を考えれば、子供たちの健全育成のために、最も力を発揮できるのは、また、力を発揮しなければいけないのは私たち教職員です。そして、私たち校長は、一人一人の子供たちの健やかな成長を保障する学校経営の充実を目指すのであればならぬと考えています。

(全日本中学校長会顧問・前会長)